

○広島修道大学大学院認定留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学大学院学則第18条の規定に基づき、認定留学について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 認定留学とは、学生が、修士以上の学位授与権を有する外国の大学・高等教育機関（以下、「大学」という。）で、大学間協議による学生派遣以外で学修することを、学長が許可した留学をいう。

(出願手続)

第3条 認定留学を志願する者は、次に掲げる各号の書類を添えて、所属の研究科長を経て学長に願い出なければならない。

(1) 本学所定の認定留学願書

(2) 留学先大学院の資料（履修する授業科目等の教育内容が記されているもの）

(3) 留学先大学院の入学許可書

(4) 成績証明書

2 願い出は留学開始日の3ヵ月前までとする。ただし、前項第2号及び第3号の書類で事前に入手が困難なものは、事後の提出を認めることがある。

(認定留学の許可)

第4条 認定留学の願い出があったときは、当該大学院研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間)

第5条 認定留学生の履修期間は、受入れ機関の学期又は学年を単位とする。ただし、願い出により当該大学院研究科委員会の議を経て、学長が延長又は短縮を許可することがある。

2 履修期間は延長期間を含め1年間を超えることはできない。

3 認定留学の延長を希望する者は、留学期間終了の3ヵ月前までに、認定留学期間延長願を学長に提出しなければならない。

4 認定留学の短縮を希望する者は、認定留学期間短縮願を学長に提出しなければならない。

(修業年限への算入)

第6条 前条に規定する履修期間は、本学の修業年限に算入する。

(報告義務)

第7条 認定留学生は、留学開始後1ヵ月以内に留学先大学院が交付する在学証明書又は

学を証明する資料を、本学に提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 単位の認定は、当該留学先大学の長の交付する成績証明書により、大学院研究科委員会が行う。

2 単位の認定を希望する認定留学生は、帰国後速やかに留学先大学院の成績証明書を所定の単位認定申請書に添付して、所属の研究科長に願い出なければならない。

(履修報告書の提出)

第9条 認定留学生は、履修期間が終了したときには、帰国の日から1ヵ月以内に所属の研究科長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第10条 認定留学生は、本学に正規の授業料等諸納付金を納付するものとする。

2 認定留学生には、「広島修道大学国際交流スカラシップ規程」により国際交流奨学金を給付する。

(認定留学の許可の取消し)

第11条 学長は、認定留学生がその履修の実があがらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等諸納付金の納入の義務を怠ったときは、留学の許可を取り消すことがある。

(事務担当)

第12条 この規程に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2008年1月4日に制定し、2008年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、2013年8月1日に第5条第1項を改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、2015年9月3日に第12条を改正し、2015年10月1日から施行する。